

岩手県告示第 776 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 20 年 11 月 14 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1(1) 路線名 106 号

(2) 供用開始の区間

ア 宮古市茂市第 5 地割 101 番 1 地先から 96 番 7 地先まで

イ 下閉伊郡川井村大字川井第 4 地割字巖 19 番 1 地先内

ウ 下閉伊郡川井村大字平津戸第 2 地割字大吉部沢 51 番 1 地先から 47 番 1 地先まで

エ 下閉伊郡川井村大字門馬第 1 地割字大滝 75 番 2 地先から字大日向山 80 番 10 地先まで

オ 下閉伊郡川井村大字田代第 4 地割字黒沢 34 番 1 地先から字松草 175 番地先まで

カ 下閉伊郡川井村大字田代第 1 地割字平沢 57 番 4 地先から字藁麦神 58 番 4 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 20 年 11 月 14 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 11 月 14 日から同年 12 月 14 日まで

2(1) 路線名 340 号

(2) 供用開始の区間

ア 下閉伊郡川井村大字小国第 6 地割字荒田 39 番 1 地先から 49 番 1 地先まで

イ 宮古市和井内第 1 地割 8 番 22 地先から 1 番 2 地先まで

(3) 供用開始の期日 平成 20 年 11 月 14 日

(4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 11 月 14 日から同年 12 月 14 日まで